

**平成30年度発達障がいのある子どもの学び支援事業に係る
合理的配慮に関する保護者説明会実施要項**

- 1 目的 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、障がいのある幼児児童生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」を行い、必要な支援を自分で選択し、他者に伝えることが、権利として保障されるようになったこと
の理解・啓発
- 2 主催 大分県教育庁特別支援教育課（097-506-5539）
- 3 期日 中津教育事務所管内：平成30年5月19日（土） 14：00～16：30
日田教育事務所管内：平成30年5月26日（土） 14：00～16：30
別府教育事務所管内：平成30年6月 2日（土） 14：00～16：30
佐伯教育事務所管内：平成30年7月 7日（土） 14：00～16：30
大分教育事務所管内：平成30年7月14日（土） 14：00～16：30
竹田教育事務所管内：平成30年8月 4日（土） 14：00～16：30
- 4 会場 中津教育事務所管内：院内文化交流ホール（0978-42-5111）
日田教育事務所管内：日田市複合文化施設 AOSE（0973-22-6868）
別府教育事務所管内：アストくにさき（0978-72-2121）
佐伯教育事務所管内：三余館（0972-24-2424）
大分教育事務所管内：はさま未来館（097-583-1111）
竹田教育事務所管内：竹田市久住公民館（0974-76-0717）
- 5 対象者 公立及び私立の保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校に在籍する幼児児童生徒の保護者及び教職員
*お子様や在籍幼児児童生徒の障がいの有無を問わない。

6 日程

時 間	内 容	備考
13：30 ～14：00	【受付】	
14：00 ～14：20	【開会行事】 1. 大分県教育委員会あいさつ 2. 諸連絡	
14：20 ～15：00	【説明1】 「合理的配慮を申出ることができる法的根拠と 小・中学校で実践されている合理的配慮例」 大分県教育庁特別支援教育課	
15：00 ～15：20	【説明2】 「高等学校における合理的配慮について」 大分県教育庁高校教育課	
15：20 ～15：40	【説明3】 「民間事業所における合理的配慮について」 厚生労働省 大分労働局	
15：50 ～16：20	【質疑・応答】	
16：20 ～16：30	【閉会行事】 1 大分県教育委員会あいさつ	

- 7 その他 公共の交通機関を利用するか、各自で駐車場の確保をお願いします。
日田市複合文化施設 AOSE は、施設内駐車場の利用時に参加申込書が必要です。